岐阜県県有施設入館料等キャッシュレス決済業務委託に関する一般競争入札公告

岐阜県県有施設入館料等キャッシュレス決済業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により公告する。

令和5年6月27日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1)業務名

岐阜県県有施設入館料等キャッシュレス決済業務委託

(2)業務内容

仕様書及び入札説明書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、キャッシュレス決済運用期間は、令和5年10月1日から令和9年2月28日までとする。

ただし、令和5年10月1日が対象施設の休館日の場合、当該施設の運用開始日は令和5年10月2日からとする。

また、本契約は岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号に 基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は、当該契約を解除 することがある。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領に基づく資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 安定的な経営基盤を有していること。
- (6) 国または地方公共団体と同種・類似の契約又は公金の収納事務の実績を有すること。
- (7) 県内に本店または事業所があること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

住 所 〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

部 署 岐阜県 環境生活部 県民文化局 文化伝承課

連絡先 058-272-8756

電子メール c11148@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年6月27日(火)から令和5年7月4日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

原則電子メールによる交付とするので、上記担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し 出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付したうえで、上記3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和5年7月7日(金)正午

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年7月14日(金)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年7月19日(水)午前10時

イ 場 所 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県議会棟1階 第1会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに3の(4)の場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ

(7)入札方法等に関する事項

ア 入札方法

- ・入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人により入札する場合には、入 札前に委任状を提出するものとする。なお、郵便及び電信による入札は認めない。
- ・入札書には、入札書記載額の内訳を確認するため、別に定める別紙積算内訳書を添付すること。
- ・入札者は、入札書別紙積算内訳書において、仕様書別紙「取扱見込額」表中のクレジットカー

ド取扱見込額、電子マネー取扱見込額、コード決済取扱見込額にそれぞれ希望する手数料率を 乗じて得た金額と、決済端末機器設置等サポート業務に要する金額を記載すること。なお、入 札書の日付は入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により、仕様書別紙「取扱見込額」表中のクレジットカード取扱見込額、電子マネー取扱見込額、コード決済取扱見込額にそれぞれ予定手数料率を乗じて得た金額と、決済端末機器設置等サポート業務の予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額との合計額(以下「入札書比較価格」という。)の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請 を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止 する。なお、入札、開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、 当該落札は無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 郵便又は電信による入札は認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者の構成員が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づ く入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落 札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。